

令和 5 年 4 月 吉日

保護者の皆様へ

## 学習者用コンピュータの持ち帰りに関わるご家庭へのお願い



甲府市立東小学校 校長 饗場 宏

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新しい時代の教育として、ICT を利活用した学習を取り入れる「GIGA スクール」が国の施策として進められています。甲府市でも一人一台の学習用コンピュータ（以下「コンピュータ」と表記します）を準備し、本校においてもすべての児童生徒に貸与する形で令和 3 年度から利用を開始しています。令和 4 年度からは「コンピュータ」を計画的に持ち帰り、学校の学びが家庭においても継続して実施できるように準備を進めてまいりました。

つきましては、持ち帰りに関わってご承知おきいただきたいこと、お願いしたいことをまとめましたので、以下ご確認をお願いいたします。なお、①～③は甲府市教育委員会の様式と内容をもとに、また、④に本校独自の取組についてまとめました。ご理解とご協力をお願いいたします。

## ① 「コンピュータ」の持ち帰りについて

- ・ NEC 社のクロームブックという「コンピュータ」を使います。
- ・ 「コンピュータ」は主として学校で利活用しますが、ご家庭にも持ち帰って、家庭学習に利用しながら卒業まで使用しますので、お子さんが大切に使えるよう、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

## ② ご家庭での Wi-Fi 使用についてのお願い

- ・ 持ち帰った「コンピュータ」をより効果的に活用するためには、ご家庭における Wi-Fi 環境が必要になります。
- ・ 現在 Wi-Fi 環境があるご家庭には、お子さんが持ち帰る「コンピュータ」をご家庭の Wi-Fi ルータ等に接続し、使用ができるようご協力をお願いいたします。なお、通信料に制限のある契約をしているご家庭においては、下の資料を参考に、必要に応じて契約見直し等のご検討をお願いいたします。

資料 仮に 1 か月間の臨時休業が生じた場合、1 日 1～2 回のオンライン学習をすると「7 GB」程度の通信料が発生すると想定されます

- ・ 現在、Wi-Fi 環境がないご家庭においては、できる限りご家庭の Wi-Fi 環境を整えていただきますようお願いするとともに、整備されるまでは教育委員会が用意するモバイルルータの貸し出しを行います。このモバイルルータのみではインターネットに接続はできません。ご家庭ごとに通信会社の SIM カードをご契約いただきモバイルルータに挿入することで利用できます。通信料はご家庭の負担をお願いいたします。また、「コンピュータ」をスマートフォン経由でインターネットに接続（テザリング）することも可能な場合がありますが、その際の通信料もご家庭の負担となります。ご理解とご協力をお願いいたします。このことについて不明な点ございましたら、学校までお問い合わせください。
- ・ ご家庭に Wi-Fi 環境がなくても実施可能な学習課題を提示したり、活動テーマを呼びかけたりすることもあります。

### ③ 持ち帰る「コンピュータ」の扱いについて

- ・お子さん本人が学習のために利用するものです。
- ・学校で充電したものを持ち帰ります（満充電で11時間利用可能）。
- ・低学年のお子さんについては、機器やアプリの操作に、保護者のご支援が必要な場面もあると思われます。わかる範囲で結構ですのでご支援をお願いいたします。
- ・「コンピュータ」は比較的丈夫なものを用意していますが、不注意による破損等がないよう、ご指導をお願いいたします。
- ・長期休業中は、家庭での利用時間を決めるなどの規則正しい生活が行われるようにお子さんときまりをつくり利用してください。なお、長期休業中の利用では学校の充電器が必要となりますので、長期休業前に「コンピュータ」といっしょに持ち帰ります。

### Q&A

**Q1 家に「コンピュータ」を持ち帰って、何をするのですか。**

A1 「コンピュータ」を使って学習に取り組みます。デジタルドリルの利用によって、個別に最適化された学習（一人一人に応じた学習）が可能となります。またレポートやプレゼンテーションの作成や調べ学習など、情報活用能力を育てるための学習に利用することも可能です。長期の臨時休業の際には、家庭からオンライン授業に臨むことも考えられます。

**Q2 もし、家庭で使用しているときに「コンピュータ」が破損してしまったら、どうすればいいですか。**

A2 翌日、学校（担任）に破損したときの状況を電話などで伝え、「コンピュータ」を渡してください。修理等が必要な場合は、予備機を貸し出します。予備機の数多くないので大切に使用していただくよう、ご指導をお願いいたします。故意による破損については、弁償をしていただく場合もありますので、ご了承ください。

**Q3 破損したかわからないが、「コンピュータ」が思うように動かない（起動できない・アプリが使えないなど）場合はどうすればいいですか。**

A3 翌日、学校（担任）に不具合の状況を電話などで伝え、「コンピュータ」を渡してください。状況確認をして、対応をお知らせします。

**Q4 夜遅くまで使ったり、有害サイトにアクセスしたりしないか心配です。何か対策をしていますか。**

A4 お子さんが使用する「コンピュータ」にはチエル社のフィルタリング制御が行われており、有害サイトへのアクセスを高度にブロックしています。夜遅くまで使用し続けることがないように、保護者からのお声かけをお願いいたします。目指すのはお子さんが自律的に利用をコントロールできるようになることです。そのための指導や支援を学校でも同時に計画していきます。ご家庭での利用について、この機会に話し合う時間を設けてみてください。

**Q5 貸し出された「コンピュータ」を壊してしまわないか、心配です。家では家にあるコンピュータを使ってもいいですか。**

A5 大切に利用できるよう、ご配慮をお願いいたします。持ち帰りの際は、ランドセルやカバンの中の教科書やノートの中に入れてますが、ご心配な場合は、「コンピュータ」が入る布製の袋（指定のものはありません）などをご家庭での準備いただけると幸いです。

次に、家にあるコンピュータの使用についてです。お子さんに付与されているアカウントは Google 社の提供する Google Workspace for Education というサービスのアカウントです。貸し出した「コンピュータ」だけでなく、他のコンピュータやタブレット、スマートフォンからログインすることは可能です。ただし、貸し出した「コンピュータ」以外ですと、フィルタリング制御が Q4 のようには働きませんので、ご注意をお願いいたします。

#### ④ 東小学校での取り組み

- ・令和4年9月より、水曜日に家庭に持ち帰り、翌日の木曜日に学校に持ってくる取組をしています。  
※ 水曜日は、基本的に2:15下校の日ですので、他の曜日に比べ、「コンピュータ」を使った学習に取り組みやすいのではと考えています。また、月曜日や金曜日に比べ、児童の荷物が少ないことも理由です。
- ・本校では、家庭学習を「宿題」と「自主学习」ととらえていますが、当面の間「コンピュータ」は、「宿題」で使用することとします。
- ・以下の「資料2」甲府市『学習者用コンピュータ持ち帰り活用のルール』について」（甲府市教育委員会、昨年度配付）を教材として、家庭での「コンピュータ」利用の約束等について、授業の中で指導していきます。ご家庭におかれましても、ご一読くださり、ご理解とご指導をお願いいたします。
- ・なお、このお便り「資料1」および別紙「資料2」につきまして、不明な点、質問等ございましたら、学校までお問い合わせください。

資料2

令和5年9月

### 甲府市『学習者用コンピュータ持ち帰り活用のルール』について

甲府市教育委員会

文部科学省よりデジタル社会に生きる力を育むために、一人一台端末を使い情報活用能力を育成するように示されたことを受けて、甲府市も学ぶためのデジタル文房具として日常的に学習に使うように学習者用コンピュータを整備しました。

これからは学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、コンピュータを上手に活用していくことが大切です。学習者用コンピュータ（以下「コンピュータ」と表記します）はみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じように、「コンピュータ」を活用した学習ができる環境があると、家庭での学習や非常時のリモート学習に役立ちます。

とても便利な道具ですが、心配されることもあります。そこで、この『学習者用コンピュータ持ち帰り活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、「コンピュータ」を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

#### 1 目的

- ・「コンピュータ」の持ち帰り学習は、家庭でも学習活動に「コンピュータ」を使い学習の効果を高め、同時に「コンピュータ」を学習の道具として使える力を伸ばすことが目的です。学習活動に関わることで以外に使ってはいけません。またそのように「コンピュータ」が設定されています。
- ・学校からの課題が終わったら、「コンピュータ」を閉じます。

#### 2 扱い方

- ・「コンピュータ」は自分の家で使います。

- ・長く使えるよう、取りあつかいに十分に気をつけます。
- ・ランドセルやカバンに入れる場合は、教科書やノートの間に入れます。
- ・登下校中は、「コンピュータ」をランドセルやカバンから出しません。
- ・「コンピュータ」の使用前と使用後には手や指をしっかりと洗います。
- ・家庭では家の人の目の届くところに置きます。
- ・水や湿気のあるところや高い熱のある場所には置きません。
- ・磁石を近づけないようにします。

### 3 健康のために

- ・長時間使用せず、休みを入れながら使います。
- ・正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけて使います。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・寝る1時間前には閉じるようにしましょう。

### 4 安全な使用のために

- ・貸し出す「コンピュータ」にはフィルタリング（見られるページの制限）がかけられていますが、「おかしいな」と思うページに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

### 5 個人情報の保護のために

- ・「コンピュータ」を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、画像など）はインターネット上に絶対にかきこみません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対にかきこみません。
- ・アカウント、パスワードなどは他人にわからないように保管します。

### 6 カメラで撮影する場合

- ・カメラで誰かを撮影するときは、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

### 7 データの保存について

- ・人の作った作品には著作権があります。「コンピュータ」で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

### 8 故障などが起きた場合

- ・家庭で故障が起きたり、なくしたりした時は学校に連絡します。
- ・故意による破損の場合、修理代の負担をしていただく場合があります。

### 9 使用の制限

- ・この『学習者用コンピュータ持ち帰り活用のルール』が守れないときは、「コンピュータ」に厳しい制限がかかったり、利用できなくなったりします。しっかりと守って使しましょう。

家庭でもルールが作られていると思います。そちらも大事にしながら、みなさんが豊かな学びができるように上手に使ってください。

